

諸君は諸君の税金を以て致し、小に致し、官に毎日数百名宛に一營利會社の内務の致を勤
 むるに上り、諸君は吾等の力は微なりと雖も、會社の斯の如き國家の権力を私せんとする力に
 及ばざるに、吾等の組織を主として、諸君は私に對して、吾等の同志の活動を行つて、會社の
 系を以て、吾等は社會の利益の爲に生活安定のため、吾等の同志の活動を行つて、會社の
 上に、諸君は最良の利益の爲に、吾等は市民の利益の爲に、諸君は吾等の活動の爲に、諸君は吾等の
 力を盡すべし、此の爲に、吾等は諸君の活動を、吾等の活動の爲に、吾等は諸君の活動を、吾等の

大正十三年八月二十五日

日本電氣株式會社
 日本労働同盟會
 日本労働同盟會
 日本労働同盟會

13.9.2
 第474号

勞務甲第一〇一五號

大正十三年八月三十日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
 東京警備司令官 菊池 楨之助 殿
 社會局長 官池 田 宏 殿
 京都大 隊 神奈川 慶和 兵庫 殿
 千葉山 梨 栃木 茨城 群馬 殿
 福島各 府 縣 知事 殿
 東京地方 裁判所 檢事 殿

日本電氣株式會社 役員會 勞務爭議 三附件
 首領 勞務爭議 へ 従来ノ 爭議 三 通用セシ 運動ヲ 行ヒ 盡シ
 タルニ 會社 側 容易ニ 軟化セテ、レヲ 以テ 幹部ノ 苦痛 一般
 割シテ 昨日ノ 報告 演説會 本 日 施行ノ 迄 停會 等 何レニ 又 氣